

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
1	6 9	<p>教員の勤務が8時30分に開始されるにも関わらず、児童は8時00分より登校しています。児童が登校した以上、安全確保や指導が必要なため、管理職をはじめ、一部の教員が、止むなく時間外勤務として児童の看護にあたっている、という状態が続いている。</p> <p>一方、文部科学省が平成31年3月18日に提示した「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」には、「児童生徒等の登下校時刻や、…（中略）…教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うこと。特に登下校時刻については、文部科学省が実施した平成28年度教員勤務実態調査において、小中学校の教師は正規の勤務開始時刻よりも平均で45分程度早く出勤していることが明らかとなっているが、これを一年間で合計すると約150時間にも上り、教師の所定の勤務時間を意識した登下校時刻の設定が急務であることから、適切に設定して保護者に周知すること」とあります。</p> <p>しかし、長年慣習として続いているため、学校から保護者に登校時間の変更を提案しづらく、仕方なく、朝の時間外勤務を続けている、という現状です。</p>	<p>この問題を解消するためには、以下の2通りの方策が考えられます。</p> <p>1. 児童の登校時刻を、教員の勤務開始時刻に合わせる 2. 教員の勤務開始時刻を、児童の登校時刻に合わせる</p> <p>1. については、共働きで子どもを早く送り出さざるを得ない家庭も多く、学校が保護者に提案するのは、現状では難しいです。 委員会が主導し、大阪市の学校が一斉に導入し、保護者が勤務している地域の企業の理解を得る必要があるかと思います。例えば、令和6年度は移行期間として、令和7年度から一斉導入する等、計画的かつ大胆な改革が必要かと思います。</p> <p>2. については、特別な事情（早く出発する宿泊行事等）がないと校長の裁量では変えられない、と管理職から聞いております。また、全員が17時まで参加する必要がある研修等がある限り、矛盾は解消しきれないと思います。登校時間の変更が難しいのであれば、特別な事情がなくても校長の裁量で勤務時間を変更することを認める、勤務時間を変更された教員は研修会を途中で抜けることを認める、あるいは、全ての研修会を16時半に終了する、といった措置が必要かと思います。</p> <p>運営に関する計画において、週一回は「ゆとりの日」を設定して早く退勤することを求められていますが、そもそも、朝の時間外勤務の方が深刻ではないのでしょうか。</p> <p>「働き方改革」を現場に求めるのであれば、学校として最大の懸念である、「朝の時間外勤務」についても、委員会主導で改革して頂くことを求めます。</p>	初等・中学校教育担当 教職員給与・厚生担当	<p>1. 児童の登校時刻につきましては、校則・学校のきまり（以下、校則）として扱う内容とされており、教育委員会が一律に決めるのではなく、校区の広さや保護者・地域の状況等、各学校の実情に合わせて設定していただければと考えております。</p> <p>なお、校則につきましては、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定するものとされており、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定めることとしております。</p> <p>教育委員会といたしましては、校則が時代の変化や社会通念に照らして必要かつ合理的なものとなっているか等の観点から、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、適宜点検、見直しを図るよう各校へ通知をしております。</p> <p>2. 学校園で勤務する教職員の勤務時間については、「大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則」並びに「大阪市立学校職員就業規則」により、所定の勤務時間が定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご提案いただきました「特別な事情がなくても校長の裁量で勤務時間を変更することを認める」についてですが、現行の制度においても、校長は、始業時間前に活動についても、業務として実施する場合は、従事する人数を精査し、校務運営に支障のない範囲内で、勤務時間の割振り変更を行い、当該教職員の始業時間を変更することができます。 ・なお、令和6年2月より教職員のワークライフバランスの推進の観点から時差勤務制度を導入しており、公務運営に支障が生じる場合を除き、始業及び終業の時刻を勤務時間の前後1時間を限度として、15分単位で、繰り上げ又は繰り下げ勤務することができるようになりましたので、教職員の申し出によって勤務時間を繰り上げて勤務することも可能となっております。 	引き続き、校則の点検や、勤務時間の割振り変更の適正な運用等について、随時、各学校への周知を図ってまいります。

参考 大阪市教育振興基本計画上の政策推進のための9つの基本的な方向性

- 1 安全・安心な教育環境の実現
- 2 豊かな心の育成
- 3 幼児教育の推進と質の向上
- 4 誰一人取り残さない学力の向上
- 5 健やかな体の育成
- 6 教育DXの推進
- 7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり
- 8 生涯学習の支援
- 9 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
2	9	<p>令和6年1月26日に事務連絡にて、職員証の顔写真を撮影し、データを提出する旨の指示が、文書連絡にて来たことを、29日の朝、管理職より知らされました。提出期限は、2月1日のことでした。</p> <p>職員証の顔写真撮影ともなると、対象の職員が服装の用意をする時間も必要です。29日に知らされてすぐに撮影、というわけにもいきません。長年使用するものなので、撮影する方は、とても気を使います。データのトリミングも必要です。指定された比率で、顔と余白のバランスを考えて拡大・縮小をして、顔の中心線と画像の中心線が一致させるのは、とても気を使い、時間もかかります。ファイル名は職員番号に変える必要があり、人が入れ替わらないように、細心の注意を払ったうえ、複数人でのチェックが必要です。</p> <p>このように、とても気を使い、ミスが許されず、時間がかかるような仕事の依頼にしては、期限が短すぎると思います。</p> <p>本校の都合で申し訳ないのですが、1月31日（水）には入学説明会を控え、こちらも名簿の表記ミスや配布物の封入など、ミスが許されない業務に追われています。</p> <p>2月2日（金）には、小学校教育研究会の総合研究発表があり、期日である2月1日（木）は前日準備で出張にも出ます。</p> <p>そもそも、月末は、出席簿の統計や学校など、ただでさえ色々な業務が増えるタイミングです。</p> <p>そして、今回の写真撮影、加工、提出のように、ICTを活用する仕事は、それが得意な担当者に集中することになります。</p> <p>授業の合間に作業を使用にも、時間的な猶予が全くありません。</p> <p>今回は、仕方ないので、授業準備の時間を削つて、作業をすることにします。</p>	<p>せめて、一週間は猶予がほしいです。月曜日から金曜日まで使えるのであれば、どこかで時間を見つけて作業することはできます。</p> <p>昨年の顔写真の更新の際も、撮影と加工は、すべて私一人でしました。校長に、依頼されたからです。一部の教員に業務が集中する仕組みも、改善していただきたいです。</p> <p>顔写真であれば、各教職員が自分で画像を用意し、給与システム等からアップロードする、という形は取れなかっただけでしょうか。</p> <p>デジタル教材、学力テストのオンライン実施、校務のICT化等で、ICTを活用する業務がどんどん増え、ICTの活用を得意とする者の負担が、どんどん増えているように感じます。</p> <p>各教職員が、せめて、自分のことは自分でする仕組みを、もっと整えて頂きたいです。</p>	教職員人事担当	<p>今回の顔写真撮影につきましては、令和4年度中の職員証一斉更新のために、令和4年12月20日付け事務連絡で撮影依頼をしておりました。しかし、入札が不調となつたため、令和5年3月27日付け事務連絡において、職員証一斉更新が令和5年度になることと、写真の未提出者は隨時ご提出いただく旨を通知してきました。しかし、令和6年1月26日時点においても未提出者が確認されたため、未提出である教職員分のみ、至急の提出を依頼をさせていただく事務連絡を発出することになりました。</p> <p>通常、新しい職員証を作成する際には、各教職員が自分で画像を用意し、給与システム等にアップロードした後、その画像データを教職員人事担当職員が取り出し、職員証を作成するという流れとなっております。ただし、今回は全教職員の職員証の一斉更新であったため、その流れにすると、教職員人事担当職員が1件1件、給与システムからデータを抜き出す必要があり膨大な時間を要すること、また、給与システム上のデータが最新のものであるか速やかに確認することが困難であり、これにも相当な時間を要すること等から、各学校ごとに教職員の顔写真データを教職員人事担当に送っていただき、職員証を作成し、給与システムへの顔写真アップロード作業については、全校分を教職員人事担当で行うといった手法を選択しました。</p>	<p>次回更新時には、未提出者への依頼についても、十分な期間を設けた上で依頼できるよう、スケジュール管理を徹底します。</p>

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
3	6 その他	<p>「小学生すくすくウォッチ」児童アンケートの接続テストについて</p> <p>2月20日（火）、本校でマニュアルに沿って「すくすくウォッチ」児童アンケートの接続テストをしたところ、接続したのにブラウザの画面が真っ白である、というエラーが発生しました。</p> <p>すぐに「すくすくウォッチ」のコールセンターに電話したところ、数回のやり取りを経て、「このIPアドレスでは接続できない、と教育委員会に伝えてほしい」と指示を受けました。</p> <p>その後、数日かけて、学校運営支援センターと連携して様々な検証を行いましたが、IPアドレスの登録が完了した旨の連絡を受けた後もエラーは解消されませんでした。</p> <p>2月29日（木）に、ブラウザのバージョンアップが完了していないことが原因と判明し、基盤事業者がリモートで作業をしたことで、ようやくエラーが解消され、接続テストの完了に至りました。</p> <p>結果的にはブラウザのバージョンが古かったことがエラーの原因でしたが、以下の理由により、原因の特定が大幅に遅れました。</p> <ul style="list-style-type: none"> バージョンアップの状況を示すテキストファイルには「★最新」と表記されていたこと 「すくすくウォッチ」のマニュアルにブラウザのバージョンに関する要件が具体的に明記されていなかったこと 当初はIPアドレスに原因があると思われたこと <p>今回の件で、納得できない点は、以下の点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 結果的に私は何も操作を間違えていなかったのに、操作を何度も、あるいは複数の端末で、やり直しさせられたこと。（「URLは間違えていないか」「正しいネットワークに接続されているか」「他の端末でもエラーが出たか」といった質問を何度もされ、対応を求められました。） ブラウザのバージョンが最新ではないのに、「★最新」と表示されていたこと。 「すくすくウォッチ」のマニュアルに、ブラウザのバージョンに関する表記が全くなかったこと。 本校のIPアドレスが「すくすくウォッチ」に伝わっていないこと。 そういった、委員会と「すくすくウォッチ」の連携の不備について、私が委員会に電話で報告するなど、仲介を強いられたこと。 複数の要因が重なったことで原因の特定が遅れ、着手から完了まで膨大な日数を要し、その間、本来なら他の業務に費やすべき多大な時間を、電話の対応や端末の操作に奪われたこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ICTを活用する業務が増加し、ICT担当者の負担が高まっている中、「全国学力・学習状況調査」と全く同じタイミングで更にICT担当者の業務を増やし、エラーの原因が容易に特定できない複雑なシステム・体制で、わずかなバージョンアップの遅れも許されない環境を求めてまで、オンラインでアンケートを実施するメリットはあるのでしょうか。明確な説明を頂きたいです。特ないのであれば、あるいは、ただ集約する側が楽だから、という理由であれば、紙ベースでの実施に戻していただきたいです。 IPアドレスの連携不備は、完全に、現場とは関係ないところで起こった問題ですので、今回のように、現場の教員が「すくすくウォッチ」コールセンターから委員会への仲介を求められるのは、おかしいと思います。適切な連携を図っていただきたいです。 「★最新」が全く信用できなくなりました。他の告知方法を考えてください。 <p>次年度も「すくすくウォッチ」のアンケートをオンラインで実施するなら、改善を強く要求します。</p>	初等・中学校教育担当 学校運営支援センター（システム担当）	<p>このたびの事象につきましては、複数の要因が重なったことで原因の特定が遅れ、多大なご負担をおかけしたと認識しております。今後、このようなことが起きないよう、次のような対応をしてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ブラウザのバージョンが古かったにもかかわらず、バージョンアップの状況を示すテキストファイルには「★最新」と表記されていたことに関しては、令和6年3月14日に修正し、正確な最新情報が表示されるように改善対応いたしました。 端末のブラウザのバージョンが古かったことに関してましては、教育情報ネットワークに接続できる環境下で電源を入れていただくことや、保管庫に保管することで、端末のアップデートをしていただく必要性を改めて周知してまいります。 IPアドレスの連携不備につきましては、本来、各学校のIPアドレスを府に伝える必要はありませんが、今回は、原因特定のため、例外的にIPアドレスをお伺いしたことになります。 「すくすくウォッチ」のマニュアル（接続テスト編）につきましては、大阪府・大阪市・堺市の共通の内容となっており、OSやブラウザ等に関する事項も簡単ではありますが記載されております。大阪市では、より詳細な説明や注意事項を記載した事務連絡等を、別途各校に送付しておりますので、今後は、OSやブラウザ等に関する事項も事務連絡に含めるなど、円滑な実施に向けた工夫を行ってまいります。 <p>なお、「すくすくウォッチ」のオンラインでのアンケート実施につきましては、集計の即時性により、分析結果を早期に把握し、今後の取組の参考となる分析資料を府より提供していただくことを目的に実施しております。</p>	今後も引き続き、「すくすくウォッチ」の円滑な実施に向けて、各学校あての事務連絡や注意喚起等を行つてまいります。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
4	その他	<p>維持運営費、消耗品費への予算配当の妥当性について、述べさせていただきます。</p> <p>従来より小学校において、指導要領の改訂とともに指導書への充当予算額が、市からの特別配当額より大幅に超えて、執行されています。</p> <p>大半の学校が、例えば特別配当額が20万としても、100万前後の支出となっています。</p> <p>過去に、学校運営支援センターへ問い合わせたところ、教育委員会の見解としては1学年1冊を適切とみなし、配当されているようですが、学校現場では1教科一人1冊的な、購入のされ方をしています。当然、氷河期を迎えるがごとく、その年度の予算編成には、学校事務として大変苦慮しております。事務職員として行政の立場から、指導書の要・不要についての教育的部分への意見は差し控えています。<u>効果的・効率的な執行の原則を踏まえ、この不均衡な執行について、ご検討、どうぞよろしくお願ひいたします。</u></p>		・学校運営支援センター（学務担当）	<ul style="list-style-type: none"> 教科書改訂が行われる時期には、学校維持運営費（年間予算配当）に加え、全学校に学級規模に応じた学校維持運営費の特別配当を行っているところです。各学校には指導書1セット分を基本に特別配当を行っており、生徒数が多い学校には加算して特別配当を行っています。なお、教職員数や活用方法等によって、特別配当分を超えての冊数が必要な場合は、各学校において予算執行計画を踏まえ、学校維持運営費（年間予算配当）からも指導書購入経費を支出することにより対応していただいています。 なお、学校維持運営費（年間予算配当）につきましては、各学校の児童生徒数や学級数を勘案して、学校の日常の教育活動や管理運営に必要な経常経費を配当しています。各学校は、それぞれの実態に応じ、校長が毎年予算執行計画を策定し、優先順位等を勘案して必要な支出に充てているところです。 いただいたご意見のとおり、限られた予算の中で工夫し、効果的・効率的な執行に努めていく必要があります、適正かつ効果的な予算執行についての啓発等に努めてまいりたいと考えております。また、各学校の指導書の活用方法や他の政令市の動向などの把握にも努め、配当額の見直しについても取り組んでまいります。 	今後とも、6月や10月に行う予算に関する事務連絡や複数回ある決算見込報告などの機会を活用して、適正かつ効果的な予算執行計画についての啓発等を行ってまいります。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
5	6	大阪市の施策として教育DXの推進、ワーク・ライフ・バランスの推進がある。事業資金での物品購入に関しては、押印廃止やキャッシュレス決済の導入が進んでいないことが課題である。事業資金を執行する際の銀行での出金、現金出納簿や支出決議書の作成・押印等の業務が、担当者が休業している場合等に特に負担になっている。	1回あたり計2万円まで、1か月あたり合計10万円までの契約は特名契約で執行を可能としてほしい。他の自治体で少額の特名契約ができるているにも関わらず、大阪市はできていない。その理由を開示してほしい。また、教育DXの推進をする中で、法人クレジットカード決済や法人QRコード決済の導入の議論があったのであれば、その経過を開示してほしい。	学校運営支援センター（学務担当）	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市で少額の特名契約ができない理由は、契約制度を所管する部署（契約管財局）の方針により、契約事務のより一層の透明性・競争性を確保する観点から、「少額特名随意契約」ができる金額範囲であっても、比較見積を行うことを基本としており、学校園の契約についても、契約規則の適用を受けるためです。 ・なお、具体的な運用については、各所属の契約事務審査会で審議を行い定めることとなっており、教育委員会事務局においても学校での運用については、教員及び学校事務職員も構成員に含む契約事務審査会校園部会において定めております。現在、予定価格5万円以下の「少額特名随意契約」については、例外とされており、学校園においても「工事以外の請負」「工事の請負」「業務委託」について、5万円以下の「少額特名随意契約」が認められているところです。 ・「物品購入」に関しては、各学校で年間計画を立てて、必要な時期にまとめて契約・購入する場合が多く、緊急に必要になったものは事業資金で対応可能（予定価格2万円以下は比較見積不要）としており、事業資金は「少額特名随意契約」より事務手続きを簡略化しているものになります。 ・ただし、事業資金等で執行する際の負担の一つとなっている、銀行での出金業務の負担軽減につきましては、希望する学校にはキャッシュカードによる出金業務が導入できるように少しでも改善に努めてまいりたいと考えております。 ・現時点では、法人クレジットカード決済や法人QRコード決済の導入の議論は行われておりません。大阪市における公金の執行全体に関わるものであるため、関係局の動向の把握に努めてまいります。 ・今後も、学校現場の業務整理や効率化に取り組んでまいります。 	キャッシュカードの導入につきましては、不適正事務の防止策などを含め事務処理マニュアルを策定し、令和6年度内を目途に、希望する学校において利用が可能となるように進めてまいります。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
6 1 4		<p>・特別支援学級在籍児童生徒の評価・評定の問題点</p> <p>①大阪市では、週の半分以上の交流及び共同学習を実施しています。</p> <p>②教育委員会は、その理由付けとして、「特別の教育課程を通常学級の教室で行っている」としています。</p> <p>③文科省通知との整合性については、上記②をもって問題ないとしています（令和4年3学期受付提言）。</p> <p>④しかし、中学校では、通常学級で学ぶ特別支援学級在籍生徒は、通知表を5段階で評価されています。</p> <p>⑤特別の教育課程を組んでいるにもかかわらず、通常学級と同じ評価基準で評価されている状況です。</p> <p>⑥この場合、通常の教育課程に合理的配慮を行つて評定を行うという説明がつきません。特別の教育課程だからです。支援学級担任がつくった特別の教育課程をサポート者が「入り込み」で支援し、通常の教育課程を実施する教科担任が評価、評定を行う現状です。</p> <p>⑦特別の教育課程を組んでいる場合、なぜ教科担任が通常の教育課程の評定をつけられるのか。根拠が不明です。</p> <p>⑧「原学級保障」の美名のもと、下学年のドリルを交流学級で行っている現状です。</p> <p>⑨通知表の評定を気にして、特別支援学級の教室でも通常学級の提出物をこなしているだけか、ドリルに取り組ませているだけです。</p> <p>⑩上記⑧と⑨のもと、特別支援学級の担任は、専門性を発揮できません。また、スキルアップする動機も乏しいです。</p> <p>⑪すくなくとも、教委が発行している『就学・進学相談に関するQ&A』には評価・評定のルールは記載されていません。</p> <p>⑫また、特別の教育課程を組んでいるのであれば、入り込みの要員は、特別支援学級担任に限定されると考えます。しかし、サポートが入り込みています。これは、特別の教育課程を組んでいるにもかかわらず、背理だと考えます。</p> <p>⑬令和4年3学期受付の政策提言では、指導主事が特別の教育課程を組んでいるか確認する、との対応がありました。しかし、本校では依然として宿題の補助、市販のドリルを取り組ませており、およそ特別の教育課程を組んでいるとは言えない状況です。</p>	<p>(1) 『就学・進学相談に関するQ&A』改訂 ①大阪市の統一ルールを検討の上、明記し教員が就学相談の指針にできるようにすること。 ②具体的には、評価・評定のルールを明記すること。 ③特別の教育課程を組んでいる場合は、通知表の評定は、「一」（ハイフン）となることを明記する。この点は、特別の教育課程を組んでいることの当然の帰結です。東京都をはじめ、当然の運用です。</p> <p>(2) 特別支援教育コーディネーターガイドブックの改訂 ①特別支援学級では、特別の教育課程が実施されることから、通常学級の補習や宿題補助は認められないことを明記する。 ②特別支援センターは、特別の教育課程を組んでいる生徒の入り込み支援はできないと明記すること。 ③特別の教育課程を組んで交流学級で学ぶ生徒の入り込み指導は、特別支援学級担任が行うことを見記する。</p> <p>(3) 管理職などへの周知徹底 ①特別支援学級在籍生徒の評価・評定のルールを管理職はじめ教員に研修等で周知すること。 ②特別支援学級で宿題補助のみしているなど不適切な例には、管理職から特別支援学級担任を指導するよう促すこと。</p>	インクルーシブ教育推進担当	<p>ご指摘いただきました内容につきましては、次のように考えております。</p> <p>本市では、これまでより進めてきた「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に向け、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、ともに学ぶしくみである「インクルーシブ教育システム」の充実と推進に取り組んでいます。また、障がいのある児童生徒の自立及び社会参加を見据えて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が提供できるよう通常学級、通級による指導、特別支援学級等多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めています。</p> <p>(1)①②③につきまして、学習評価は、学校における教育活動に関して障がいのあるなしに関わらず、児童生徒の学習状況を評価するものです。特別支援学級に在籍する児童生徒は、一人ひとりの発達段階や、障がい状況によって学習状況が違うため、丁寧に把握したうえで適切に観点別学習状況の評価や評定、個人内評価が行われるものと考えております。また、通知表等につきましては、学習状況等、児童生徒一人ひとりの状況に応じて学校が独自に作成し、児童生徒を通じて保護者に伝えるものであるため、評定を「一」（ハイフン）としなければいけないとは考えておりません。</p> <p>(2)①③につきまして、教育課程は学校において編成されるものであり、特別の教育課程においても同様となります。宿題補助等については、それだけをもって個別に応じた学びとは言えませんが、復習のために宿題を活用すること等は想定されるため、全く認められないとは考えておりません。また、指導形態につきましても、学ぶ場所ではなく、学ぶ内容が大切であると考えます。そのため、本市においては多くの児童生徒が、通常学級の中で、児童生徒の発達段階に応じた特別の教育課程を編成し「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、学びが行われています。</p> <p>(2)につきまして、特別支援教育センターは、指導者ではなく支援者であり、管理職を始めとした教員の指示のもと支援にあたります。そのため、ご指摘いただいている、通常学級で学ぶ際に特別支援教育センターが支援を行うことはあり得ます。しかし、児童生徒に対して指導を担うのは教員となりますので、指導を行うことはあり得ません。引き続き、特別支援教育センターの業務内容等の周知に努め、適切に運用してまいります。</p> <p>(3)①②につきましては、校長に対して、特別支援教育の内容及び教育課程編成等に関する研修を実施するとともに、校長へのヒアリングや指導主事が行う学校訪問において「特別支援学級在籍児童生徒の学び」や「特別の教育課程」が履行されているかを確認してまいります。また、特別支援学級での学びについて、授業の振り返りや発達段階に応じた学びの場の検討について周知・徹底してまいります。特別支援学級在籍児童生徒が、同じ場で学ぶことだけでインクルーシブ教育としてはいないか、一人ひとりの学ぶ内容や学習目標に基づく振り返りを実施しているか等、障がいのある児童生徒の確かな学びと必要な支援の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月16日、校長を対象とした教育課程の編成方法や考え方を含めた特別支援教育に関する研修を実施いたしました。 ・令和6年9月、全学校の校長を対象とした特別支援教育に関するヒアリングを実施予定です。 ・指導主事の学校訪問等において、特別支援学級在籍児童生徒の学びが、「特別の教育課程」に基づいて実施されているか確認及び指導助言を行うとともに、インクルーシブ推進スタッフや巡回アドバイザーによる巡回指導を実施し、教員に対しても児童生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた学習の内容や指導方法等についての助言を行います。 ・上記のヒアリングや指導主事等の学校訪問等を通して、本市の特別支援教育の考え方を周知するとともに、各校における特別支援教育に関する実情を把握し、課題に寄り添った適切な指導助言を行なながら、障がいのある児童生徒の確かな学びと必要な支援の充実に努めます。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
7	その他	<p>喫緊の課題である環境破壊による温暖化等、SDGsの観点から、一言述べさせていただきます。学校で使用される紙量は非常に多く、削減できる部分はたくさんあります。校内でも再三訴えてはおりますが、前例に従いながら仕事を行っている職員への、意識改革は非常に難しいものがあります。</p>	<p>①3時および10時に配信される文書について、学校によっては印刷し、紙で各係へ配布を行っているところもあります。つきましては、教育委員会よりご指示いただき、職員間の文書については、基本はデーターで行う。また、従わない職員へは、評価の対象に加えていただくなど、ペナルティ与えてはどうかと思います。</p> <p>②保健だより外、保護者への配布物についても同様で、データ配布可能なものについては、全て移行する。きっと、保護者のみなさんも声は出されませんが、思っておられる方は多いと思います。</p>	総務課 初等・中学校教育担当	<p>①大阪市では「大阪市庁内環境管理計画」に基づき、学校園も含む各所属において、環境負荷低減の取り組みを行っておるところであり、小・中学校におけるコピー用紙の購入量は、令和3年度から令和4年度にかけて約900万枚抑制されました。また、学校に配信される事務連絡等の配布方法につきましては、各学校の実情・実態に合わせて判断していただくことだと認識しておりますが、環境に配慮した取組ができるよう、環境負荷の低減、コピー用紙使用量削減等にかかる周知・啓発を行ってまいります。</p> <p>②保護者への配布物につきましては、校園長の判断により、データによる学校ホームページへの掲載や、欠席連絡等アプリでの配信等による対応も可能とすることとし、令和6年3月14日付け事務連絡「学校園における周知文書等の配付について」により、通知しております。</p>	各学校において、環境に配慮した取組ができるよう、例年8月頃の「大阪市庁内環境管理計画」に基づく環境局からの周知に合わせ、各学校へ環境負荷低減、コピー用紙使用量削減等について周知・啓発を行っていきます。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
8	6	<p>児童のタブレットに適用されているフィルタリングソフトについて、以下の通り、不便だと感じる点があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習に必要なサイトもフィルタリングの対象となり、授業で活用できなかつたことがあった。 (教育委員会のプロジェクトでキャリア教育を実施した際、バレーボールチーム「JTマーベラス」のホームページが、「タバコ」というキーワードが原因で閲覧できませんでした。相手に伝わったわけではありませんが、協力を頂いている団体に、非常に失礼な話だと個人的には感じました。) ・それが、教員の端末では事前に閲覧できたため、ホワイトリスト登録の申請もできなかった。 (予備機の余裕がないので、教員は自分の端末で確認するしかない状態です。) ・動画等、学習に効果的であると判断したコンテンツがあつても、ホワイトリストの申請・承認まで時間を要するため、結局、使えないまま終わってしまう。 (直前に思いつくこと、結構あるので…。いつも一週間以上前から計画を立てられるとは限りません。) ・その一方で、ゲームで遊べるサイトは、容易にアクセスできる。 (ブラックリスト申請しても、子どもたちは次々に見つけてきます。“いたちごっこ”です。) ・ところが、教員の端末では、「ゲーム」という理由で、しっかりとフィルタリングされている。 (大人は勤務中に使うな、という意味でしょうが、それが児童の方には適用されないのが理解できません。) <p>結果として、他の教員に、「結局、ICTって肝心なときに使えない」「子どもたちが簡単にゲームができる環境になってしまふ」というネガティブな印象を与えてしまっています。ICT担当者として環境を整え、実践事例を提供し、なんとかICTの活用を広めようとしている私にとっては、完全に“逆風”になっています。</p>	<p>児童用端末のフィルタリングについて、教員用端末のフィルタリングと同じように、学校でブラックリスト・ホワイトリストの設定が瞬時にできるようにすべきだと思います。</p> <p>少なくとも、見えるサイトと見れないサイトを、児童の端末と教員の端末で統一していかないと、先を見越してホワイトリストの申請をすることなんて、絶対にできません。「児童の端末で直接確認すべき」というのであれば、全ての教員に予備機を割り当てるべきだと思います。</p> <p>そもそも、学校の教育方針によって、「使わせたいサイト」と「使わせたくないサイト」に差が出てくるのは当然なのに、全市一律で設定されることも疑問を感じます。(パソコンクラブで活用していたサイトが、他校の申請によって急に使えなくなつた、ということもありました。)</p> <p>ゲームに関するフィルタリングも、教員の端末でブロックできているなら、児童の方でもブロックできるのではないか。教員の端末で禁じられていることが、児童の端末では許される、という状況自体が、理解に苦しみます。</p> <p>「教育DXの“推進”」を現場に強いるのであれば、もっと現場がICTを活用しやすい環境にしていただくよう、強く要望します。</p>	学校運営支援センター（システム担当）	<p>児童生徒用端末におけるフィルタリングソフトの運用については、令和4年度の運用開始以降、全市一括管理を行っております。各校園からの申請に基づき対応を行っております。</p> <p>各校園における取り組みの多様化からホワイトリスト・ブラックリスト設定の全市一律の運用についての課題は事務局としても認識しており、フィルタリングの設定を各校園ごとに行えるよう、現在対応を検討しているところです。</p> <p>児童生徒用端末と教職員用端末でのフィルタリング状況の差については、それぞれの端末に導入しているフィルタリングソフトが異なることによるもので、統一することは難しいと考えておりますが、各校園ごとにホワイトリスト・ブラックリストの設定ができるようになることで、校園の実情に応じた管理が可能となるのではないかと考えております。</p>	<p>令和4年度より、児童生徒用端末におけるホワイトリスト・ブラックリストの設定について全市一括で管理を行っている管理方法を、各校園単位に変更するよう、検討を行っているところです。</p> <p>具体的な運用開始時期については未定ですが、運用が決まり次第、すみやかにお示しをさせていただきたいと考えております。</p>

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
9	6	<p>現在、教務主任を務めています。教務主任の職務として、外部団体より送られてきます配付物（チラシ等）を各学級へ振り分けるという職務があります。私が以前より疑問に感じていたこととして、なぜ外部団体のチラシを配付するために児童の学習時間である授業時間を使用しているのか、ということです。外部団体からのチラシの中には、行政が後援しているチラシもございます。1年を通じて、こうしたチラシを児童へ配付する時間を削減することができれば、かなりの学習時間を確保できるのではないか？（特に低学年）</p>	<p>現在、大阪市ではミマモルメサービスを導入しています。ミマモルメサービスにはデータを添付して保護者へ送付することができるメール機能がございます。私の提案として、こうした外部団体より送られてくるチラシ配付は、ミマモルメサービスを利用したデータ配信にすべきではないか、ということです。そのためには、外部団体よりチラシのデータ（PDF）を現場の学校へ送信していく必要があります。私、教務主任の方で、各団体へデータの送信をお願いしているところですが、そのためにかなりの時間を要しているところです。そこで、行政後援のチラシは、行政の方で各団体のチラシデータを収集していただき、学校現場へ一括して送信する流れにしていただきたいと考えています。そうすることで、授業時間にチラシを配付する時間や教務主任が各学級へチラシを振り分ける時間を削減することができます。児童の学習時間の確保・充実、教職員の働き方改革に繋がります。教育の情報化、教育DXの一環として、すぐにでも実施していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>	教職員給与・厚生担当 初等・中学校教育担当	<ul style="list-style-type: none"> 外部団体等のチラシ等を配付する作業は、学校園の大きな負担となっていることと認識しており、令和2年9月18日付け通知により、周知文書の配付依頼にかかる取扱い（周知文書の精査や結束等）を定め、学校園の負担軽減を図ってまいりましたが、更なる負担軽減を図るため、取扱いを一部変更して、下記のように通知しております。 大阪市の全所属あてに、令和6年3月13日付け事務連絡により、令和2年9月18日付け通知の再徹底や、チラシや周知文書を学校園に送付する場合は、合わせてPDFデータも各学校園にメールで送付する旨を通知しました。 校園長の判断により、保護者への周知文書をPDFデータで学校ホームページへ掲載することや欠席連絡等アプリでの配信等による対応もできることとし、令和6年3月14日付け事務連絡により学校園に通知し、今回の改正の趣旨に鑑み、状況に応じてデータ配信による周知への移行について検討していただくこととしました。 	<p>左記の令和6年3月13・14日付け通知に続き、令和6年4月1日付けで「教育委員会所管の学校における周知文書等の配付に関する要綱」を改正し、「PDFデータを各学校園にメール送付するものとする」といった文言を追記したうえで大阪市ホームページに掲載しており、外部団体への周知を図りました。</p> <p>今後、これらの取組による状況の変化等を注視とともに、年間を通じてチラシ等が各学校園に送られてくる頻度や数量、団体名等についての調査や各学校園の意見を聴取するなど、検証に努めてまいります。</p>

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
10	6 7	<p>①SKIPの保健機能で児童生徒の健康診断結果等を管理する際に、事後措置の入力はできるが、受診勧告後の有無をチェックする機能がない。そのため、再勧告や受診率を出す際、また教育委員会からの各種調査への回答する作業に、多くの時間を割かなければならない。</p> <p>②SKIPでの出欠と、学校等感染症情報システム、ミマモルメ、それぞれの入力や形式や項目が違うため、出欠状況を集約する際の作業効率が悪い。臨時休業の際は特に集約作業を急がないとならなければなりません。</p>	<p>①SKIPの保健機能に健康診断後の受診の有無のチェックする欄を設け、受診率や未受診者の抽出ができるようにしてほしい。</p> <p>②SKIPでの出欠と学校感染症情報システム、ミマモルメの情報を自動で統合できるような仕組みを設けてほしい。または、SKIPにて、欠席者の詳細一覧（全校の事故欠と病欠を分けて集約したり、出席停止期間が記載されているもの）の作成・出力機能をつけていただきたい。</p>	<p>①保健体育担当</p> <p>②教育政策課</p>	<p>①SKIPの保健機能を使って、健康診断結果をエクセル出力することで、受診の有無を管理、再受診勧告、受診率を算出することや、経年経過を管理することが可能となっております。なお、SKIPの保健機能に健康診断後の受診の有無をチェックする欄を設けることで、システム改修費がかかりことや、個別の個票へのシステム入力作業が必要となり、事務負担が増える等のデメリットを考えられるため、現在は導入を考えておりません。</p> <p>健康診断結果におけるエクセルデータの活用については、養護教諭実技研修会において研修を行っておりますが、今後も引き続き、周知を行ってまいります。</p> <p>②学校におけるさらなる校務のデジタル化・DX化を図るために、校務系システム並びにそれを取り巻く業務について、現在の学校現場等における業務実態や課題を調査・分析し、従前の事業別の目的を再整理し、教育施策全体の目的に従って最適化・再編成することで、児童生徒データ利活用、保護者関連機能の充実に加え、教職員の働き方改革に資する次期校務系システムの再構築に向けた検討を、現在すすめているところです。令和5年度に学校園システム再編成ワーキンググループが発足し、今後のデジタル化の要件を組み込みながら、今後の学校園におけるシステムのあるべき姿について検討を開始しました。</p> <p>今回のご提案につきましても、学校業務の課題として上記のワーキンググループで検討してまいります。</p>	<p>①引き続き、健康診断結果のエクセルデータの活用について、総合教育センターと連携し、研修等を行ってまいります。</p> <p>②引き続き、令和6年度においてもワーキンググループにて議論しながら、校務のデジタル化推進にかかる計画を策定し、今後のスケジュールを決めていく予定です。</p>

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
11	6	校務系と学習系に分けて運用することは理念としては、素晴らしいのですが、教室に同じ端末を持っていくというのは情報流出のリスクがとても高いと思います。学習系と校務系、二つに分けて活用したほうが現場としては使い勝手はよい。また、クラウドにすべてのデータを保存するシステムになり、PCの動作速度はとても遅くなりました。反応が遅いだけならともかく、時々フリーズ状態になったり、ログオフにしないといけない状況が多くあり、業務に支障をきたすことが多々ある。保存したデータが消失した事象が過去にあり、わざわざバックアップを気にしながら保存している。	リース期間の問題であると思うが、5年というスパンは長い。性能が低いスペックのPCは、作業速度が遅いので、その時点でのハイスペックのハードに替えていく必要がある。回線速度が遅いのか、教室では、8台のPCをつなげただけで通信が不安定になり、とフリーズするときもある。500校近い学校の一括管理を止めて、区ごとに管理するシステムにしたほうが良い。小学校低学年にとっては、一人一台端末は、重く、毎日持つて帰らせるのには無理があるので、軽いPCを導入したほうが良い。	学校運営支援センター（システム担当）	<p>スペックによる動作の不具合につきましては、事務局としても認識しております、次回の更新に向けて、現状の学習面及び運用面での課題をふまえ、有識者を交えた大阪市学習者用端末検討会議等で議論し検討することとしております。令和6年1月に文部科学省より、次期GIGAスクール構想における端末の最低スペック基準が示されたことを受けまして、今後、市場の動向などを注視し、堅牢性や持ち運びやすさを踏まえた適切なスペックの端末の導入を行ってまいりたいと考えています。</p> <p>また、通信環境につきましては、令和3年度に教育情報ネットワークの再構築を行い、通信環境を改善し、運用を行っています。通信が不安定になる事象が発生した際には、個別ご相談をお問い合わせください対応を行っています。</p> <p>今後も引き続き、適切な端末・通信環境の整備を行ってまいります。</p>	<p>学習者用端末及び教職員用端末については、配備した年数に応じて順次更新を行っており、文部科学省の定めるGIGAスクール構想第2期（※）に合わせて今後も対応を行ってまいります。</p> <p>また、通信が不安定になる事象について、個別ご相談をいただいた場合、迅速に対応を行ってまいります。</p> <p>（※）GIGAスクール構想第2期とは、文部科学省が発表した児童生徒1人1台端末の環境整備に関する教育施策で「令和2～3年度（第1期）で整備された端末を計画的に更新するなど、今後より一層の推進を行う」としています。</p>

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
12	⁶ その他	<p>数年前から始まった大阪府教育委員会が作成した「すくすくウォッチ」の課題について、お伝えします。</p> <p>1、「すくすくウォッチ」の表紙の取り扱いが、とても煩雑で、多くの時間をその作業に費やしている。</p> <p>2、児童の一意のIDが作成されていないために、表紙にその代わりとなるシールを代用しているために、作業が煩雑にしている。</p>	<p>大阪市では、校務支援システムによって、児童生徒のIDが設定されており、それを活用することで事務的作業の煩雑さは解消される。大阪市外からの転入であっても、校務支援システムに登録された時点で一意のIDが設定されるので、府教委がさせて用途としている煩雑な事務作業が解消される。</p>	初等・中学校教育担当	<ul style="list-style-type: none"> ・「小学生すくすくウォッチ」につきましては、大阪府教育委員会が外部委託を行い実施している事業であるため、本市の校務支援システムのIDを活用することや、大阪市独自の取り扱いができない事業となっております。 ・「すくすくウォッチ」の表紙には、児童の個人番号が記載されたシールが貼られており、小学5年生から中学3年生まで同じ表紙を使用することになりますので、表紙を確実に保管していただき、次の学年、進学先の中学校へ引き継いでいただくといった取り扱いが必要となります。表紙を紛失すると、紐づけ等の煩雑な事務的な作業が発生しますので、適切な取り扱いについて、引き続き、周知徹底を行ってまいりたいと考えております。 	「すくすくウォッチ」の表紙の適切な取り扱いについて、引き続き、周知徹底を行います。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
13	その他	令和5年度の小学校の卒業式の日程が、令和6年3月18日月曜日に設定されました。土日をはさんで月曜日に卒業式を設定されると、さまざまなくらいが生じます。例えば、掲示物が風ではがれてしまい、当日の朝にやり直すことになる。卒業式の流れやせりふを児童が忘れてしまう。式場の生け花が散ってしまう。お祝いの紅白饅頭（生菓子）の納品が、金曜日だと土日をはさんでしまうので、当日の朝になってしまいます。などの不都合が生じます。	学校独自で卒業式の日程を決められるといふことは思いますが、卒業式の日程は市全体で統一だとうので、学校独自で日にちを設定することが難しいのであれば、その年のカレンダーを見て火曜日から金曜日になるような設定にしてほしい。今年度で言えば、3月15日金曜日や、3月19日火曜日（翌日が祝日で休みなので）などがよかったです。次回以降（令和6年度末以降）の卒業式の日程を決める際に検討してください。	初等・中学校教育担当	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業（保育修了）式の日程につきましては、当該幼稚児童生徒及び保護者等が式典に参加できるよう、大阪府公立高等学校入学者選抜及び府立支援学校入学者決定の事務日程等と調整するとともに、本市立学校園の他校種にごきょうだいがいるご家庭でも保護者等が参加できるよう、幼稚園、小学校、中学校が同一日にならないよう配慮したうえで、決定しております。 ・令和5年度については上記のような調整の結果、小学校の卒業式については月曜日の設定となりましたが、候補日が複数ある場合は、これまで曜日等に配慮して決定しております。 	引き続き、卒業式の候補日が複数ある場合には、曜日等に配慮して決定してまいります。